株式会社北洋銀行

一定金額未満の普通預金・貯蓄預金口座解約手続きにおいて印鑑が不要となります

北洋銀行では、お客さまの手続負担軽減のため、残高が一定金額未満の普通預金、貯蓄預金の口座解約 手続きにおいて、通帳と運転免許証等のご本人確認書類でご本人と確認できた場合、解約書類への届出印 の押印を不要とする取り扱いを開始します。

記

1. 取扱開始日

2021年2月15日(月)

2. 取扱内容

- (1) 対象となるお客さま個人のお客さま、個人事業主のお客さま
- (2) 対象口座

残高1万円未満の普通預金口座・貯蓄預金口座 ※ 他に届出印が必要な取引がある場合は、対象外となることがございます。

- (3) ご持参・ご提示いただくもの
 - 通帳
 - ・キャッシュカード(発行されている場合。ただし、通帳不発行商品の場合は必須。)
 - 運転免許証等の本人確認書類
- (4) 取扱内容

預金者ご本人さまが通帳(通帳不発行商品の場合はキャッシュカード)をご持参され、運転免許証 等の本人確認書類でご本人と確認できた場合、解約書類への届出印の押印を不要といたします。

以 上